

名古屋市公報	平成29年12月 6日 第1236号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規則

- | | | |
|---|-------------------|---|
| ○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則 | (市経・地域振興課) (第96号) | 3 |
|---|-------------------|---|

告

示

- | | | |
|---------------------------|---------------------|----|
| ○ 街区符号の設定及び変更 | (市経・住民課) (第739号) | 4 |
| ○ 開発行為に関する工事の完了 | (住都・開発指導課) (第740号) | 7 |
| ○ 道路に関する告示 | (緑土・道路利活用課) (第741号) | 8 |
| ○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正 | (市経・地域商業課) (第742号) | 14 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について | (健福・障害者支援課) (第743号) | 16 |
| ○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について | (健福・障害者支援課) (第744号) | 18 |
| ○ 指定特定相談支援事業等の廃止について | (健福・障害者支援課) (第745号) | 20 |

交通局告示

- | | | |
|-------------------------|--------|----|
| ○ 年末年始特割ドニチエコきっぷの発売について | (第12号) | 21 |
|-------------------------|--------|----|

公

告

- | | | |
|---|------------|----|
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 | (上下水・営業課) | 23 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 | (上下水・営業課) | 24 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 | (上下水・営業課) | 25 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 | (上下水・営業課) | 26 |
| ○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告 | (上下水・営業課) | 27 |
| ○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 | (住都・建築指導課) | 28 |

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第96号）

1 内容

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第36号）の施行期日を平成29年12月23日と定めるものです。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年12月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第96号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の施行
期日を定める規則

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第36号）の施行期日は、平成29年12月23日とする。

名古屋市告示第 739 号

街区符号の設定及び変更

名古屋市住居表示条例（昭和38年名古屋市条例第67号）第 2 条の規定により、街区符号の設定及び変更について次のとおり告示します。

平成29年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 街区符号の設定及び変更

別図第 1 に示す区域において、別図第 2 に示すとおり設定及び変更をします。

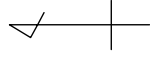
2 実施期日

平成29年12月13日

名古屋市市民経済局地域振興部住民課

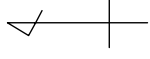
港区金川町及び港明二丁目

別図第1



港区金川町及び港明二丁目

別図第2



凡 例	
——	町 界
①	街区符号

名古屋市告示第 740号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年11月29日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成27年 5月28日 27指令住開指第41号	（第 3工区） 名古屋市港区津金一丁 目 701番外20筆	名古屋市熱田区桜田町19 番18号 東邦瓦斯株式会社 代表取締役 富成義郎 名古屋市熱田区桜田町19 番18号 東邦不動産株式会社 代表取締役 佐合芳治
平成29年 6月15日 29指令住開指第51号	名古屋市中川区戸田四 丁目1912番 1	名古屋市中川区戸田三丁 目 725番地 風岡時雄

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第741号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、平成29年11月30日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年11月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

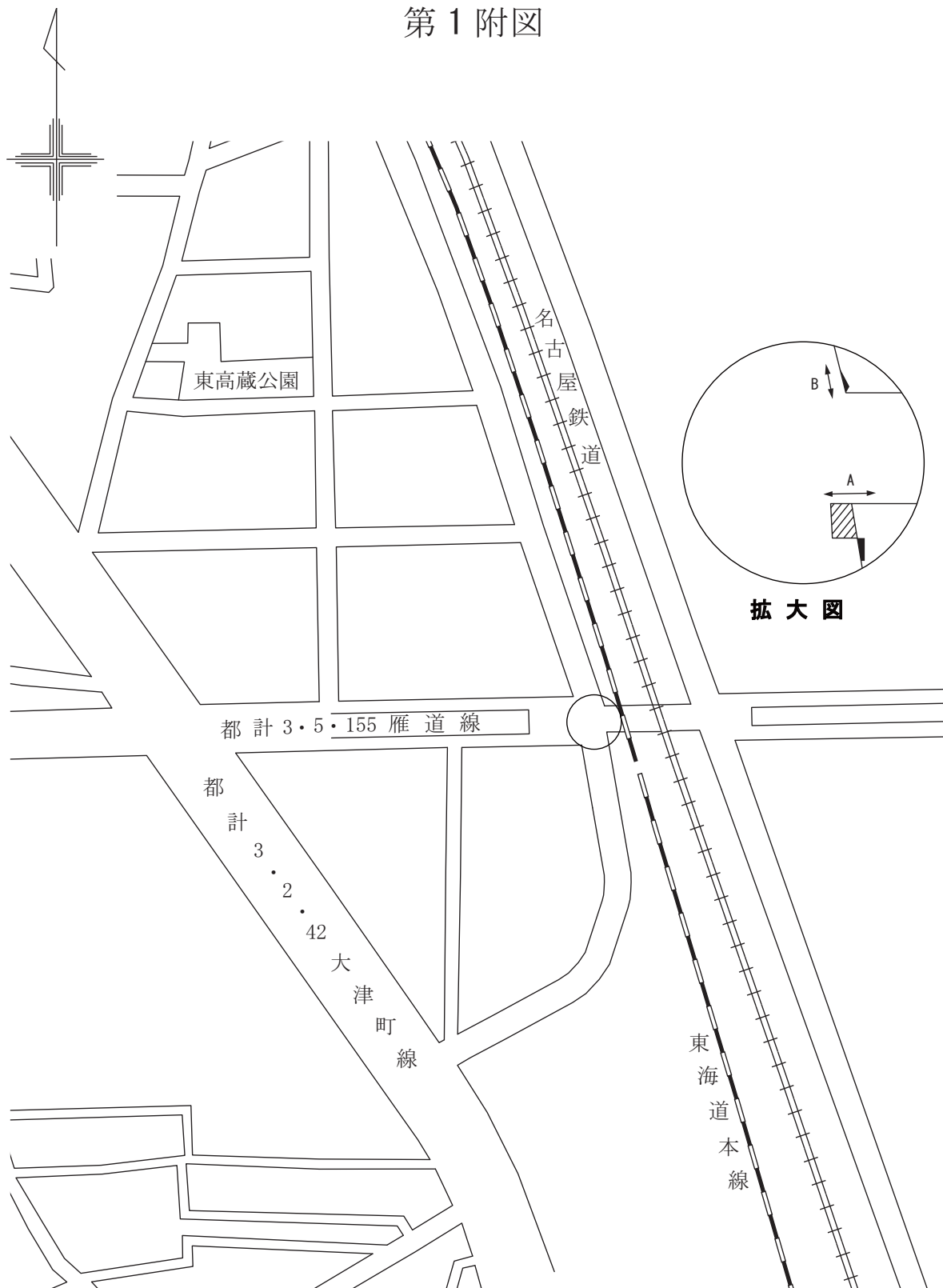
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	雁道線	名古屋市熱田区横田二丁目 302番の1地先から	前	0.006	8.00 ～ 20.00	第 1 図 交差部の変更
			名古屋市熱田区横田二丁目 302番の1地先まで	後	0.006	8.00 ～ 20.00	
	B	金山中田町第1号線	名古屋市熱田区中田町705 番地先から	前	0.002	11.00	交差部の減少
			名古屋市熱田区中田町705 番地先まで	後	0.002	11.00	
県道	A	弥富名古屋線	名古屋市中川区戸田三丁目 429番の1地先から	前	0.023	18.06 ～ 20.28	第 2 図
			名古屋市中川区戸田三丁目 424番地先まで	後	0.023	16.00 ～ 18.31	
市道	A	境松線第5号	名古屋市緑区大將ヶ根一丁 目1382番地先から	前	0.009	16.00 ～ 18.74	第 3 図
			名古屋市緑区大將ヶ根一丁 目1367番地先まで	後	0.009	16.00	

2 道路の区域変更及び供用開始

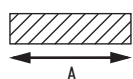
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
市道	A	高針南部第31号線	名古屋市名東区牧の里二丁目902番の1地先から	前	0.034	1.65 ～ 3.64	第 4 附 図
			名古屋市名東区牧の里二丁目902番の4地先まで	後	0.034	2.88 ～ 3.75	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第 1 附図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分



区域変更により道路の区域を廃止する部分

第2 附図

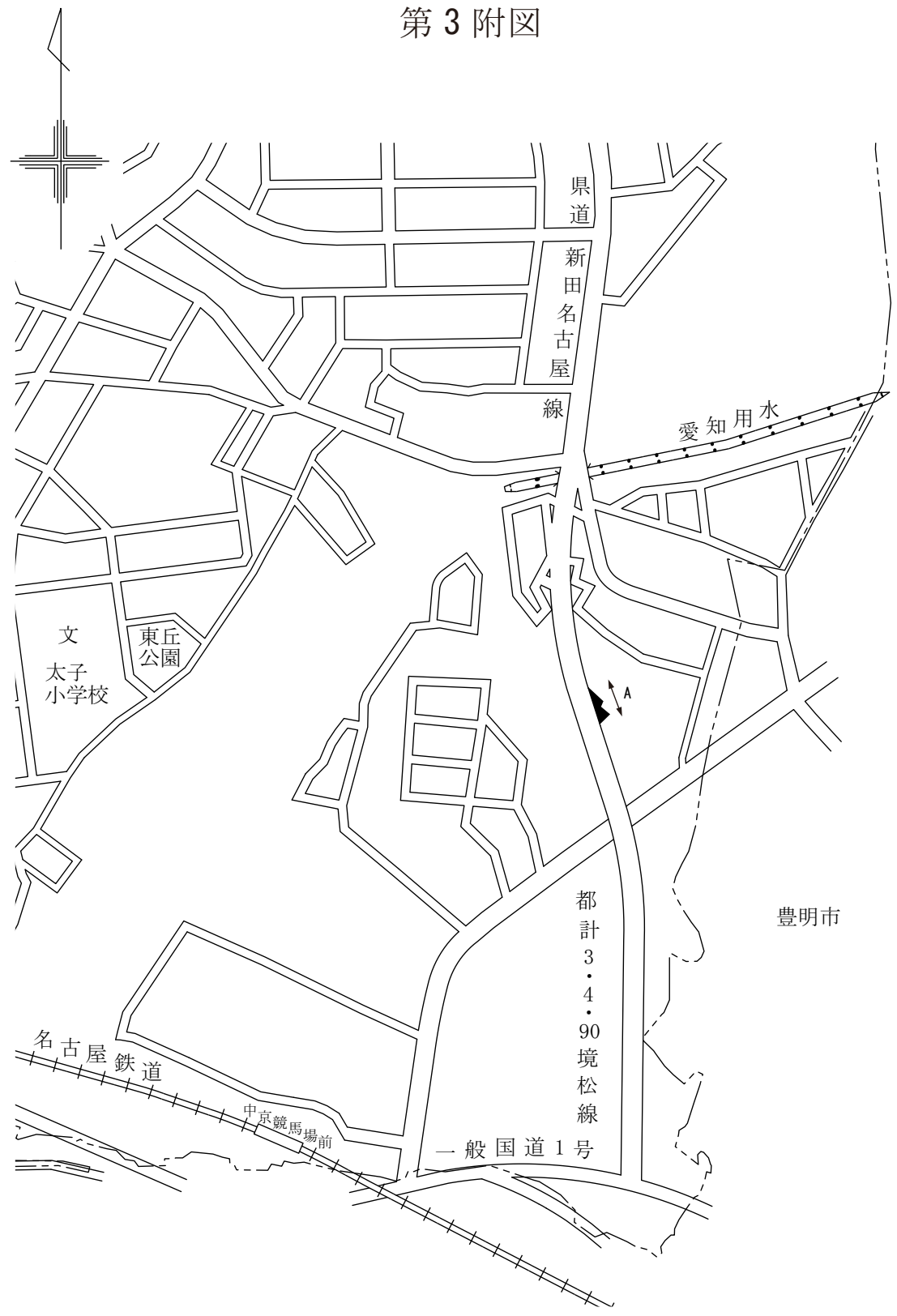


凡 例



区域変更により道路の区域
を廃止する部分

第 3 附図



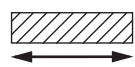
凡 例

 区域変更により道路の区域を廃止する部分

第 4 附図



凡 例

 区域変更により道路の区域
とし供用開始する部分

名古屋市告示第 742号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日の一部改正

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日（平成29年名古屋市告示第 220号）の一部を次のように改正します。

平成29年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

開場時間の表中

「

名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は午前10時から午後 7時30分まで 専門店部門は午前10時から午後 6時30分まで（一部専門店は午前 8時から午後 6時30分まで）	を
--------------------------------	---	---

」

「

名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は午前10時から午後 7時30分まで 専門店部門は午前10時から午後 6時30分まで（一部専門店は午前 9時から午後 6時まで、午前 9時30分から午後 6時まで、午前10時から午後 5時まで、午前10時から午後 7時まで又は午前10時から午後 7時30分まで）	に、
--------------------------------	---	----

」

休業日の表中

「

名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日（12月31日を除きます。） 並びに 5月 4日、同月 5日、 8 月14日、同月15日及び 1月 1日 から同月 4日まで
--------------------------------	--

を

」

「

名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日（12月24日及び同月31日 を除きます。）並びに 5月 4日、 同月 5日、 8月14日、同月15日 及び 1月 1日から同月 4日まで
--------------------------------	---

に

」

改める。

附 則

この告示は、告示日から施行する。

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市告示第 743号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社ソフトケ アサービス中部 名古屋市西区花の 木三丁目11番17号	訪問介護ばーらー べあ 名古屋市西区花の 木三丁目11番17号	居宅介護 重度訪問介護	2310200775	平成29年 11月 1日
株式会社Y S K生 涯サポートセンタ ー 名古屋市西区五才 美町 100番地の 1	初風 名古屋市西区五才 美町 100番地の 1	就労継続支援 A型	2310201203	平成29年 11月 1日
株式会社ハイサス 名古屋市昭和区檀 溪通 1丁目18番地	訪問介護事業所ル ドスイエ 名古屋市昭和区檀 溪通 1丁目18番地	居宅介護 重度訪問介護	2316200860	平成29年 11月 1日
ケアプランコマ株 式会社	生活介護こま 名古屋市天白区池	生活介護	2316401021	平成29年 11月 1日

名古屋市天白区高島一丁目1001番地の9	場一丁目 205番地			
ケアプランコマ株式会社 名古屋市天白区高島一丁目1001番地の9	ショートステイ駒 名古屋市天白区池場一丁目 205番地	短期入所	2316401021	平成29年 11月 1日
ウェルビー株式会社 東京都千代田区神田佐久間町二丁目15番地	ウェルビー千種センター 名古屋市千種区内山三丁目10番22号	就労移行支援	2317101000	平成29年 11月 1日
ケアプランコマ株式会社 名古屋市天白区高島一丁目1001番地の9	グループホーム駒 名古屋市天白区池場一丁目 205番地	共同生活援助	2326400120	平成29年 11月 1日
株式会社医療給食 名古屋市北区中切町 5丁目17番地	ケアホームオアシス大空 名古屋市北区中切町 5丁目28番地	共同生活援助	2327300162	平成29年 11月 1日
合同会社ピースケア 名古屋市北区志賀本通 1丁目21番地	グループホームピースケア 名古屋市北区鳩岡二丁目21番16号	共同生活援助	2327300170	平成29年 11月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 744号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社ウィング 名古屋市西区牛島 町 2番10号	ショートステイは じまりの翼 名古屋市西区幅下 一丁目10番23号	短期入所	2310201104	平成29年 10月 1日
株式会社ギルエル コーポレーション 名古屋市東区白壁 四丁目48番地	ヘルパーステーシ ョンギルエル 名古屋市東区白壁 四丁目48番地	居宅介護 重度訪問介護	2317200208	平成29年 10月 2日
有限会社ファミリ ー介護やすらぎ 名古屋市中川区戸 田三丁目1506番地 の 1	訪問介護やすらぎ 名古屋市中川区戸 田三丁目1413番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311301242	平成29年 10月15日
ウハラ産商株式会 社	稲穂生産 名古屋市港区入場	就労継続支援 A型	2311200659	平成29年 10月31日

名古屋市港区小碓 二丁目93番地	一丁目2604番地			
---------------------	-----------	--	--	--

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 745号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年12月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
有限会社海まりん 名古屋市中川区戸 田 ゆ た か 一 丁 目 2902番地	相談支援センター 彩・健・花 名古屋市中川区戸 田 ゆ た か 一 丁 目 2902番地	特定相談支援	2331300125	平成29年 10月26日
		障害児相談支 援	2371300126	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市交通局告示第12号

年末年始特割ドニチエコきっぷの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、年末年始特割ドニチエコきっぷ（以下「特割ドニチエコきっぷ」という。）を次のように発売します。

平成29年11月29日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 料金

2,000円

2 有効期間

平成29年12月8日から平成30年1月14日まで

3 特割ドニチエコきっぷの内容

使用期間を限定した特割ドニチエコきっぷ（大人券）4枚を1セットとして発売します。

4 発売数量

10,000セット（ただし、1人につき5セットまでの発売とします。）

5 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

特割ドニチエコきっぷ1枚で大人1人が有効期間内の使用可能日（ドニチエコきっぷの例によります。）1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車

の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

平成29年12月6日から平成30年1月14日まで

8 料金の還付

(1) 特割ドニエコきっぷの料金の還付は、セットで発売した4種類の図柄の乗車券全てが未使用の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から平成30年1月14日までとします。

(2) 特割ドニエコきっぷの料金を還付する場合における手数料は、4枚1セットにつき100円とします。

9 不正使用

特割ドニエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニエコきっぷの例によります。

10 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成29年11月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1400号	茶山設備 工業	茶山 薫	愛知県常滑市字萱苅 口 7番地の 9	平成29年10月18日
第1331号	アズドラ (株)	東 武徳	名古屋市守山区小幡 南一丁目 2番10号サ ンハイツ小幡 502号	平成29年10月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成29年11月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1331号	アズドラ	東 武徳	名古屋市守山区小幡 南一丁目 2番10号サ ンハイツ小幡 502号	平成29年10月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成29年11月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1400号	茶山設備 工業	茶山 薫	愛知県常滑市字萱荊 口 7番地の 9	平成29年10月18日
第1331号	アズドラ (株)	東 武徳	名古屋市守山区小幡 南一丁目 2番10号サ ンハイツ小幡 502号	平成29年10月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成29年11月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第1331号	アズドラ	東 武徳	名古屋市守山区小幡 南一丁目 2番10号サ ンハイツ小幡 502号	平成29年10月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成29年11月28日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 620号	(有)松下設備工業	松下 紀夫	松下 敏勝	平成29年10月25日

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第1111号	(有)G & T	名古屋市中村区 角割町 1丁目12 番 2号	名古屋市中村区 二瀬町 100番地 二瀬ビル 105号	平成29年10月 3日
第 949号	アサヒ工業(株)	愛知県尾張旭市 大塚町三丁目 2 番地の 2	愛知県尾張旭市 平子町東86番地 5	平成29年10月25日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成29年12月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認定対象区域

名古屋市千種区星ヶ丘二丁目50番の一部、50番1、53番及び54番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課